

世田谷区児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和 5 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で世田谷区児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2023 年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

61 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	4
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	9
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	11
第Ⅲ部 一時保護所の運営	13
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	15
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	17

総評

(2023 年 10 月 4 日～5 日 実地調査実施分)

1 はじめに

世田谷区の一時保護所は、全国の一時保護所の実情から考えると、全体的に高い評価をすべきであることが評価者の一致した意見です。ただ、全体として全国をリードする取組みがなされているからこそ、子どもの意見表明権をより一層具現化するために、更によりよい取組みを期待するという観点から評価を行っています。本評価におけるB評価は、他の児童相談所との比較ではなく、世田谷区児童相談所の実情に照らし、改善を期待したいと考えるという評価です。

2 設立時の理念を維持し、子どもの主体性、個別的な支援を重視している点

特別区で最初に開設した一時保護所としての「誇り」が、組織と職員の双方に強く感じられます。自分たちで一時保護所の基本理念を考え、それらを日々の実践の中で具現化してきたという実績や熱量が保護所職員の「寄り添う」という言葉にあらわれています。実際の子どもと職員の関係も“指導”といったある種の上下関係を漂わせることなく、一人ひとりの子どもの個性や状態を大事にしている様子、丁寧な関わり、そして子どものコミュニケーションの中に入っていくとするスキルと意欲の高さが伺えました。今の子どもたちの興味関心が高いゲームやアニメ等の知識を共有するということも、子どもの癒しや暮らしやすさに繋がる大きな要素であり、それを大切にしているように感じました。

開設から間もないという強みを活かして、旧来の一時保護所の先例にとらわれることなく、子どもを主体としたかわりを強く意識され、フロア担当制などの組織体制の整備も進められています。また日々の実践の中で浮き上がった課題に対しては、職員による委員会を立ち上げ、解決に向けて取り組まれています。

調査時点では一時保護所の入所児童数が多く、個別的な対応を貫くことが困難な部分も出てきていますが、それでも子どもの権利を守り、子どもを中心に据えるという理念を維持しようという強い意欲が職員に共通しているように思います。

3 子どもの安全確保と行動観察

一時保護所の目的は安全・安心の確保と行動観察です。客観的な行動観察を進めるため、一時保護所における日々の行動記録には、子ども本人のストレングスについて具体的なエピソードが小見出しとともに記載されており、行動診断資料の作成の際にはとても役立つのではないかと考えられました。

4 子どもへの「寄り添い」の姿勢を更に発展させて欲しい

一時保護所の皆さんがよく話されていた「寄り添い」という言葉に、子どもへの基本的な態度が示されていると思いました。複雑な事情や傷つきをもつ子どもにとって、この「寄り添い」が意味する受容・共感的な態度は必須のことです。様々な理由により心に傷を負っている子どもに対し、まずは徹底的に子どもの立場に立ち、子どもを大切にするという視点が重要であることは言うまでもありません。そして、「寄り添う」のもう1つの意味としては、新たなことへの挑戦、次の段階への挑戦を支えることがあります。一時保護解除後の家庭復帰や、里親宅や施設でのスムーズな生活のために、社会的ルールや対人スキルの習得を個別的に、寄り添いながら子どもと一緒に模索していくことを期待します。子どもは支援に対して反抗的な態度を示すかもしれませんが、長期的な視野に立って、より広い意味での「寄り添い」を実践してください。

5 立ち上げの「熱量」を次の段階に向けて継続して欲しい

「設立当初の職員に加え、設立後の職員も加わっていること」、「入所児童の増加等を受け保護所の拡充移転を考えるべき時期にきていること」、「設立時の基本理念を維持しつつも、修正すべき点については変化し対応させていること」。これらの現状を考えると、基本理念を持続的に継続させ、更に次の段階に向けて一時保護所の在り方を再構築すべき時期にきていると感じました。前向きさと、建設的な取組みを新しい職員にも引き継いでいただき、より一層の高みを目指してください。

6 一時保護所の拡充増設について

区の人口が 90 万人を超えていること、また児童相談所の全職員数が 170 人を上回ることに鑑み、より身近な専門機関になるために、児童相談所を新しく設置することも検討する必要があるのではないのでしょうか。特に一時保護所については開設当初を大きく上回る保護人数の実績があり、躊躇なく子どもの安全・安心を確保するためにも、一時保護所定員の拡大が必要です。なお、一つの一時保護所の定員が大きくなると、子どもに対する管理的な対応が増えることとなりうる点には留意が必要です。一時保護所を併設した新たな児童相談所の設置を検討してはどうでしょうか。

7 人材育成について

他自治体で豊かな経験をもつベテラン職員が統括的なスーパーバイザーの任にあたっておられ、その方と係長・職員の皆さんとの協働がうまく機能し、チームアプローチがなされています。

今後は人材育成が 1 つの課題になるかと思います。内容としては「新たな統括スーパーバイザーの養成」、「係長級スーパーバイザーのコンピテンシーの更なる向上」、「中堅になろうとしている職員や、新人の教育・支援」などです。長期的な展望にたった育成プランの策定など、今ある人材育成研修計画の一層の充実が求められます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 一人ひとりの子どもを大切にするために個々の状況に応じた「かわり」がなされています。しかし、その一方で保護された子どもは、なお「(自分だけに)もっと注目してほしい」「もっと(自分に)かわってほしい」と願っています。他児とのかかわりに少しでも自分との差異があれば、ときには、依怙贔屓していると考えてしまうということもあるでしょう。また他児の背景や状況を思いやる「ゆとり」がなく、かわりの違いに不公平感を募らせ、苛立ちを感じることもあると思われます。このような、子ども同士や、子どもと職員との関係性は、一朝一夕に改善できるものではありません。しかし世田谷区一時保護所の職員の皆さんは、自己と職員相互の振り返りを日ごろから実施されており、職員チームとして検討・協議が繰り返されています。これらの取組みによって、このような難題を必ず乗り越えられるという期待感を強く抱きました。 ○ 相談支援部門の児童福祉司・児童心理司等との連携については、職員自己評価アンケートからも「支援方針に一時保護所職員の意見が反映されていない」などの課題があるとする意見も少なからず見られました。それぞれの意見の違いをしっかりと出し合い、子どもの権利擁護の視点から児童相談所全体で建設的に議論する体制を推進すべきと考えます。 ○ 一時保護所では「子どもの心情に寄り添う支援を行う」を信頼関係構築のための支援の基本としています。一時保護所職員も子どもの退所先の状況を知るために、 ・保護期間中の施設等見学への同行 ・要保護児童対策地域協議会への同行 ・退所時の施設等への引率 などの更なる取組みをすすめ、子どもに寄り添う内容を更に発展させることができると思います。 また、入退所等援助方針の検討において、家庭や地域と調整を行う相談支援部門の児童福祉司等と建設的に議論がすすむことを期待します。

児童相談所 (一時保護所)	○ 一時保護所運営の手引き(令和 2 年 4 月)策定後、法制度が改正されたり、所内で実践開始後に具体的対応が更新されたりするなどしています。また今後の一時保護所の運営指針・ガイドラインの変更も予定されています。これらのことをふまえ、手引きの見直しや改訂が求められます。そして、見直しや改訂の協議の際には、一時保護所職員を中心に、相談部門の職員も含めていただきたいと思います。 ○ 一時保護所の居住環境について、既存建物を改修し転用したこともあり、「個室数が『設置運営計画』上の定員数(最大定員)になっていないこと」、「子どもの遊び場や活動の場が限られていること」、「私物を制限しているとはいえ居室内の収納スペースが少ないこと」、「壁面・衝立等が生活空間としては温かみのあるものとはなっていないこと」について、工夫検討が望まれます。 ○ 職員がメンタルに不調を来し療養する事態を抑止するため、ストレスチェックによる状況把握や、産業医等の助言をふまえた職員へのヒアリング、また会計年度職員も含めた“ストレスに関するコンピテンシーを高めるような研修”等の取組みの強化が望まれます。 ○ 観察会議は「一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行う」場とされ、また、行動診断は「担当の職員が中心になって、他の職員の情報も得て行動診断を行う」とされています。行動診断は保護所機能の中核でもあることから、観察会議においては、相談部門とのすり合わせ以前の、一時保護所における複数・多職種の職員によるアセスメントの客観化が更に望まれます。 ○ 一時保護所職員による自己評価アンケート結果を見ると、未回答が 4 割を超える項目が全 61 項目中 36 項目ありました。とりわけ、「一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか」「援助指針に沿った個別ケアを行っているか」などの項目については半数近くの方々が未回答でした。これらの項目は、主たる担当ではなくても、また職種や雇用形態にかかわらず、一時保護所職員のすべてが知るべき内容です。すべての項目に対して、評価が可能なほどの周知と、それらの共有が望まれます。
設置自治体	○ 本庁の児童相談支援課が児童相談部門や一時保護所と本庁との調整役となり、現場を支える工夫がされていることは大変評価できます。 ただ、一時保護所の 3 人の係長に支援業務以外の業務が集中し、本来のスーパーバイズに手が回りにくい状況にあると思われます。本来の機能が発揮されるよう、一時保護所だけでなく児童相談部門も含めた全体的視点での事務管理業務を中心とした業務の見直し検討が望まれます。 ○ 業務の質確保のための職員配置が不十分との声が少なくないことから、Web 会議の充実を含め、IT を活用した業務の省力化、地域資源の活用、相談支援部門との連携の観点等を踏まえた短期及び中長期の職員配置の充実について更なる検討が望まれます。世田谷区一時保護所は、他府県の一時保護所と比較すると一定の充実した人員配置がなされていますが、子どもの権利を確保し、個別的に安全・安心を確保する関わりをする中で、子どもから見た更なるニーズが顕在化していると考えられます。 ○ 子どもの権利確保という点からはもちろんのこと、一時保護所の定員超過を少しでも解消するためにも、必要以上に一時保護の期間が長期化することは避けなければなりません。広域で施設を利用している東京都と特別区の共通の課題ですが、心理治療施設等の社会資源を積極的に整備することや、あわせて、その際にそれらの施設のスケールメリット等も勘案して他の自治体との共同等による整備の検討が望まれます。

	○ 一時保護所職員の専門性を高め視野を広げる観点から、職員の異動を計画的に進めるほか、退所後の施設等との交換研修等を更に充実させ、継続することが望めます。 ○ 世田谷区子ども計画における基本理念は「子どもが健やかに・自立できる地域社会をめざす」と謳われています。子どもたちは一時保護に至るまで、その尊厳が傷つけられ、権利が侵害されてきたと言えます。このような子どもたちが今を生きる主体として、未来の「希望」となるためには、個性と豊かな人間性がはぐまれる環境が必要です。しかしながら、一時保護所の入所人数の増大により、現状は年長児の個室が確保されず、簡易なパーティションによってかろうじてプライバシーが保たれている状況です。子どもがより快適に過ごすことができ、また大切にされている実感がもてるよう、一時保護所の構造上の問題解消に早急に着手する必要があります。 ○ 現在の一時保護所の子ども入所状況や今後予測される状況を考えると、当面は里親委託先のさらなる開拓を進め、既存の児童養護施設などを活用した新たな事業手法などで対応することになると思われます。さらに、人口約 92 万人の世田谷区としては 2 か所目の一時保護所の整備を視野に入れ、区の施設の整備計画の中にこれを組み込む検討が望めます。現在は、職員数を含めると大規模な一時保護所となっています。大規模には様々なスケールメリットがあるものの、機能性や機動性において課題も生じやすいです。開設 3 年半の実績を踏まえ、将来を見越し世田谷区の実情に即した適正規模への検討が望めます。
国	○ 一時保護所に入所する子どもは被虐待や非行などの背景をもち、行動障害、愛着障害、PTSD などの様々な症状を呈しています。このような子どものアセスメントやケアには高度の専門性を要します。また子どもの様々な症状へ対応する職員は大きなストレスに曝されており、時には不適切な行為を誘発しかねません。全国のどこであっても子どもが安全・安心して一時保護されるためには、それらを担う保育士や児童指導員の資質向上が急務と考えます。そのためには現行の児童福祉司への研修を上回る制度としての研修体制の構築と、その提供が必要です。 ○ 一時保護所職員の研修については、現在武蔵野学院がオンライン形式も含め実施していますが、交替勤務が主の一時保護所職員を対象として、その勤務・就業形態であっても参加しやすいような Web 研修や実地研修のあり方を更に工夫、拡充されることを求めます。 また、一時保護所の S V に対しても、その業務特性に見合った研修の充実が望めます。

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 子どもの権利を守ること、子どもに個別に関わることを最優先の事項とし、これが職員の共通理念となっています。職員が子どもに接する際、丁寧なかかわりと子どものコミュニケーションの中に入っていこうとするスキルと意欲の高さを感じました。今の子どもたちの興味関心の高いゲームやアニメなどの知識を共有していることも、子どもの癒しや暮らしやすさにつながる大きな要素であり、それを大切にしているように感じました。その意欲の背景には、立ち上げの際の「熱量」が今も多くの職員に維持されていることがあるようでした。今後もそれが維持され続けることが望まれます。
- 子どもの権利については、小学生用と中高生用に分けて作成されている「一時保護所のしおり」にて丁寧に説明されており、特に権利侵害に関しては具体的に記されています。また幼児に対しては「紙芝居」を用いるなど、年齢に応じた理解が得られるよう工夫がなされています。
- 子どもの意見を聞くことに関しては、1 つの窓口だけではなく、第三者委員／子ども会議／意見箱／一時保護課長、係長による「子どもの意見を聞く会」／外部機関である「子どもの人権擁護機関」など、複数設けられている点は、多様な子どもに配慮した仕組みといえます。また、それらの意見に対しては、子どもサポート委員などの訪問や面談等、外部機関による子どもへのサポート体制も整えられており、尊重されています。
- 職員が子どもの権利を守る共通意識を持っていることに加え、一定の手厚い職員体制が、このような共通理念の実現に向けた個別対応を可能にしていると考えられます。
- 一時保護所内の生活上のルールの説明も、制限的になりすぎないように配慮されています。
- 学校の特別行事への参加等、通学に対しても一定の対応がなされています。

【課題・提案等】

他の多くの一時保護所と比較して子どもの権利を守ること意識し、個別対応を強めているからこそ、次なる課題が見いだされている状況にと考えます。

- 一時保護所の職員において、子どもと個別的な関わりがなされていることをふまえて、子どもの意見や日常の生活から見て取れるアセスメントをしっかりと表現する必要があります。その上で、相談部門のワーカーや心理職との役割の分担や異なる観点からの、観察会議や援助方針会議での積極的な発言が求められます。
- 更なる人員が必要となりますが、全国から見ると管轄区域が比較的狭く、原籍校への徒歩等での通学も可能な特別区に設置されている児童相談所であるからこそ、学校への通学を拡充する取組みをご検討いただきたいと考えます。
- 子どものほとんどは、一時保護の開始や解除にあたっての説明がなされ、合意していると思われます。しかし「(説明を)されなかった」「覚えていない」と回答する子どももいます。このような現状を児童福祉司とこれまで以上に共有して、一時保護所職員としての説明や合意を得るような子どもへの働きかけが望まれます。
- なお、現在、一時保護所で生活している子どもの数が増加しており、面接室等を居室として利用せざるを得ない等の状況になっています。保護所の人数増の問題が続くと、このような個別対応を減らすことにつながるため、一時保護所の拡充、措置委託先及び一時保護委託先の開拓が必要です。
- 子どもからは、他の子どもから暴言を受けたり、子ども同士の嫌がらせを受けるが続いていて、それらを職員にも伝えているが対応が不十分との不満が複数聴かれました。子ども同士の暴言や暴力等の権利侵害

は発見されにくい特徴があります。職員に訴え出ことは「告げ口」とされるために控えられ、つらい状況でありながらも「諦め」という無力感に支配され、その状態が深く潜行することがあります。このような状況の改善や予防のための方策として、保護児と職員の1対1の担当制から、1対2など複数によって子ども同士の権利侵害の早期発見をすることや、その解決に向けてアプローチすることが考えられます。また、入所時に説明しているとされる「一時保護所のしおり」の権利擁護の部分についてもはっきり覚えていないなど、周知が不十分であるように思われました。

- 「せたホッと」や第三者委員の活用等について子どもへの更なる周知が望まれます。
- 意見箱については、どの自治体に保護されているかによって用紙を変える工夫がされていますが、一時保護所の生活の不満と保護した児童相談所に対する不満とを区別することは難しく、またこれを区別する合理的な理由があるとも考えられませんので（東京都によって保護された児童が東京都に対して持つ不満を、一時保護を実施している世田谷区の職員が見ることに問題があるとは考えられない）、子どもから見て、用紙の種類は一元化するなど利用しやすいものにする工夫が必要と考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	S
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	A
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	S
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 世田谷区一時保護所の基本理念にもあるように、一人ひとりの子どもへの個別的対応が尊重されるよう、個室、子ども 1 人につき職員 1 人の担当制、記録方式（確認される行動と職員の評価を区別し、行動を検索しやすくするよう工夫する）などが意識的にデザインされている点が確認できました。
- 職員が相当数配置されており、全国的には未だ宿直体制の一時保護所が多い中、夜勤交替制勤務を実施していることは、安全・安心な環境での個別的支援を進める上で特筆すべき点と思われます。
- より安全・安心を確保した生活のために、専属の心理職・看護師が配置され、また医療との連携が密でバックアップする体制づくりが進められていました。
- 個人情報保護については、一時保護所の基本理念に「守秘義務の徹底と目的外使用の厳禁」が定められているなど、プライバシーの尊重が実務的にも徹底されています。また、日々の申し送り等については動向表等により詳細で丁寧な配慮がなされています。
- 「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」が策定され、一時保護所職員においても、職員の専門性の向上のために計画的に研修や OJT がなされ、自己の振り返りや評価ができるような人材育成のしくみ作りが進められています。また、ソーシャルワーカーと一時保護所の職員の交換人事や交換研修など、専門的人材育成の取組みを進められつつあります。加えて、意識共有のための取組みとして各種委員会が設置され、どの職員もどこかの委員会に関わることにより、権利擁護・リスク管理・人材育成といったテーマにコミットできるような仕組みがなされ、職場の活性化につながっているものと思われます。
- 業務委託医師や児童相談支援専門員などのスタッフと共に、個別ケースについてチームケアが進められる体制があり、特に被措置児童等虐待が発生した際などに的確な対応が図られています。また、医療機関、警察、学校等関係機関との連携については児相全体としての連絡体制が確保されています。
- 施設との関係では、一時保護所の職員と施設職員とが直接顔を合わせ、子どもの状況を引き継ぐ取組みも進められており、子どもの安心感を確保する上で有効な取組みと考えます。

【課題・提案等】

- 子どもからは遊び場、スポーツ等活動の場を増やすこと、私物の持ち込み等について要望がありました。当面は地域資源を活用した活動の場面の拡大や、子どもが安心でき心地よく感じられるようなカーテンの色柄/壁紙の色調など内装への配慮、また飾り棚やタンスなどの調度品を揃えるなど、暮らしの場としてホッとすると快適な生活環境の整備が望まれます。
- 一時保護所の居住環境については、既存の建物を転用しているため、想定定員を大幅に超過した際の対応に限界があります。そのため、個室をパーティションで区切り 3 人部屋にする、ホールの一部を衝立で仕切って居室にする、臨時的に会議室を個室として活用するなどの応急的な対応がされています。また、一時保護所の受け入れ態勢上、男女・年齢等のバラつきや一時的定員超過は止むを得ないため、個別性を尊重しつつ、ニーズ、動向に対応した臨機応変な対応が行われていますが、人数の面からかなり厳しい状態になっています。「設置運営計画」では実際の受入の上限の目安となる「最大定員」を記載していることから、最低でもこの最大定員に応じた個室は確保されるべきと考えます。
- 子どもの権利確保という観点からはもちろんのこと、一時保護所の定員超過を少しでも解消するためにも、必要以上に一時保護が長期化することは避けなければなりません。区においては、広域で施設を利用している東京都と特別区の共通の課題ですが、心理治療施設等の社会資源を積極的に整備することや、あわせて、その際に、それらの施設のスケールメリット等も勘案して他の自治体との共同等による整備の検討が望まれます。
- 児童相談所の設置基準は概ね人口 50 万人に 1 か所とされていることから、人口約 92 万人の世田谷区としては 2 か所目も検討課題かと思われます。将来的には 2 か所目の一時保護所の整備も視野に入れ、区の施設整備計画の中に組み込む検討が望まれます。

- 建物の使い勝手の悪さ、職員定数の不足等を始めとする一時保護所の運営における課題の整理や改善等については、一時保護所職員や係長等による内部検討会である「あり方委員会」で検討していくとのことで、時限を定めた検討が望まれます。一時保護所のハード面についても職員の意見を聞き、検討することが望まれます。検討にあたっては、Web 会議の充実を含めた IT 等の活用による省力化、地域資源の活用、相談支援部門との連携強化等の観点も必要と考えます。
- 一時保護所の 3 人の係長に支援業務以外の業務が集中し、本来のスーパーバイズに手が回りにくい状況であるということが、職員自己評価アンケートからもうかがわれます。本来の機能が発揮されるよう、一時保護所だけでなく児童相談部門も含めた全体的視点で、事務管理業務を中心とした業務の見直し検討が望まれます。
- 「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」に基づき人材育成が進められていますが、研修については一時保護所職員が参加しやすいよう、Web を利用した研修の推進のほか、内容的には安全確保、行動診断など一時保護業務に特化した研修の企画・実施が求められます。また、同職員の専門性を高め視野を広げる観点から、職員の異動を計画的に進めるほか、施設等との交換研修等の検討が望まれます。
- メンタルに不調を来し療養する事態を抑止するため、安全衛生会議での職場環境の見直し検討のほか、ストレスチェックによる職員の状況把握と、産業医等の助言を受けながら年 2 回の職員へのヒアリング、また会計年度職員も含めたコンピテンシーを高めるような研修など、なお一層実効性のある実施方法の検討が望まれます。また、職場環境という点では職員の執務スペースが狭いことや、職員の就業実態に見合ったパソコン端末台数の確保なども課題と考えられます。
- 学習指導について、子どもアンケートでは「易しい」「やや易しい」との回答が約 7 割を占めており、個々に適した学習が保障される必要があるようです。そのためには、通学の推進や学校の教職員の派遣を求めるなどの検討が求められます。
- その他の関係機関との連携については、一時保護所職員が可能な限り個別ケース検討会議へ積極的に参加して、学校の教職員や地域の子育て支援者等と直接的な意見交換を行うなど、一段高いレベルでの連携を目指すことが期待されます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	A
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	A
No.21	情報管理が適切に行われているか	A
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	A
No.23	一時保護所職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	S
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	B
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	S
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 世田谷区児童相談所一時保護所の基本理念を明確に打ち立てられています。しかもそれら 1 つ 1 つの理念について、具体的な行動指針をあげられています。これらの理念に応じた指針の策定は他の自治体の一時保護所が実践する上での参考となります。
- 一時保護所の生活は一律の日課構成ではなく、子ども一人ひとりの状態に合わせるよう考慮されています。
- 一時保護中の子どもたちにとって食事は特に楽しみな時間です。メニューには子どもの意見を取り入れられています。食事の用意は外部への業務委託ではなく区職員によって行われており、子ども達が調理の様子を見ることができたり、オープン形式のため調理員とのちょっとした会話も可能となっています。またアレルギーへの個別対応や、子どもたちが希望するメニューを把握するなど、食事が適切に提供されているだけでなく、食育の観点からも非常に好ましい運営形態だといえます。
- 子どもの健康管理における重要な服薬については、公用携帯のアラーム機能を駆使して服薬時間のうっかりミスがないよう工夫を加えて徹底されており、他所の参考となる取組みです。
- 行動観察の結果は、一時保護所の職員のための共有だけでなく、相談部門の職員が閲覧できるようにオンラインによりシステム化されています。また記載された記録に小見出しを付けるなどの検索しやすさ、子どもの実際の行動と職員の所見を分けるなどの工夫もなされています。

【課題・提案等】

- 一時保護所の学習内容や、そのレベルに満足していない子どももいるようです。一人ひとりの学習状況に応じた教育を行うために、小・中学校での十分な教職経験がある学習指導員の配置についても、区教育委員会とともに検討・協議してください。また原籍校から一時保護所への、子どもの学習状況の引き継ぎや新たな就学先への申し送り、更には原籍校による ICT 教育の実施など密接な学校との連携を通して、子どもの学習権の保障が一層進められることを望みます。
- 昼間の 15 時 30 分からの入浴は、通常の子どもの生活時間とは大きく異なります。施設構造上の問題で浴室設置数の制約があるなどやむを得ない面もありますが、何らかの改善が必要と思われます。
- 第Ⅱ部でも指摘している通り建物の構造上の問題で、入所児童の数が多い際には、重大事件に関わる触法少年対応や感染症対策時に個室確保が困難になると思われます。もしくはこれらの特別対応を優先した場合に、他の子どもに大きな制約をせざるを得ない状態が予想され、この観点からもハード面の課題解消が急務と考えます。
- 相談種別にかかわらず、入所してくる子どもの背景には殆どの場合、虐待があるという認識が多くの職員に共有され、それに対する対応・体制も整えられています。今後は職種や勤務形態に関係なく、すべての一時保護所職員が入所してくる子どもの背景には虐待があるという認識を共有し、インフォームドケアが求められます。
- 一時保護所の運営にあたっては、開設時に、職員自らが国のガイドラインや他の自治体一時保護所の手引き等

を参考に「一時保護所運営の手引き」（令和２年４月）を作成されました。特に支援の基本的姿勢や留意点、困難な場面での対応の基本など、具体的な状況を想定し、より実用的な手引きとなっています。また現状に留まることなく、開設後３年半の実践と、法や制度改正を踏まえて、この手引きの改訂が職員自らによって行われようとしています。このような職員自らの前向きな思いと取組みが、世田谷区児童相談所一時保護所の理念として、新たな職員に引き継がれていくことを大いに期待します。今後は、正規の児童指導員や保育士だけでなく、調理員や夜間指導員などの全職種・全雇用形態の職員へ周知されるよう、認識の共有へ向けての取組みを引き続き行ってください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	S
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.35	食事が適切に提供されているか	S
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	S
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.48	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.51	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	B
No.52	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	S
No.53	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 子どもの支援に関する相談支援部門との連携については、一時保護所が主催する観察会議に相談支援部門のケース担当児童福祉司・児童心理司や SV が参加し、子どもの情報、見立て、支援方向を共有する努力がなされています。また、児童相談所の援助方針会議には、一時保護課長のほか SV が輪番で出席すること、一時保護中のケースは毎週会議へ提出することなどを原則として、子どもの状況を共有し、子どもの支援方針の決定に保護所の意見が反映されるよう努力されています。
- 子どもに関する情報共有については、保護所内では個別対応が進んでいることから、情報としても個別性のある情報が引き継がれており、相談部門と共通のシステムを活用するなどの方法で情報の共有が進められています。
- 一時保護所における支援は、安全・安心の確保を前提として、「情緒の安定」「信頼関係の構築」「自己肯定感の育み」「基本的生活習慣の習得」を目的として、個々の年齢や特性、保護理由等に応じて職員の対応が配慮されるよう、毎日の申し送り等において確認されていました。
- 一時保護所における行動記録は、「小見出し」を付けたり、「所感」と「行動事実」との書き分けが明確になされており、把握が効率的に行いやすいように工夫・努力されていました。また、記載内容も行動問題の記載以上に、日常で目にする子ども本人のストレングスについて具体的エピソードが記載されており、見出しの励行と相まって、行動診断資料作成の際にはとても役立つのではないかと考えられました。

【課題・提案等】

- 援助方針会議等に、ケースを担当する一時保護所職員がリモートでも参加できるよう、会議のハイブリッド開催について工夫してはどうでしょうか。
- 一時保護所の児童指導員、保育士、心理職、看護師、医師等による行動診断とそれに基づく方針を、保護中の子ども担当の児童福祉司や児童心理司に対し、同じチームのメンバーとして、より積極的に発信・提案して、子どものトータルな見立てや支援の更なる充実がなされることを期待します。
- 相談援助部門のスタッフとの連携については、職員自己評価アンケートからも「支援方針に一時保護所職員の意見が反映されていない等の課題がある」という意見も少なからず見られました。それぞれの意見の違いをしっかりと出し合い、子どもの権利擁護の視点から児童相談所全体で建設的に議論する体制を推進すべきと考えます。
- 国の「一時保護ガイドライン」によれば、観察会議は、行動観察結果や子どもの意見・行動の背景等に基づき「一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行う」場とされ、また、行動診断は「担当の職員が中心になって、他の職員の情報も得て行動診断を行う」とされています。
行動診断(見立て)の方法について、「一時保護所運営の手引き」でもガイドラインと同様に制定されています。しかし、実際の観察会議の場においては、事前の行動記録や心理職の評価等の集積によるアセスメントだけでなく、保護所における多職種を含む複数職員からの、子どもの視点からの意見や子どもの生活状況から見た見立てに関する情報提示が不足しているように思いました。行動診断は保護所機能の中核でもあることから、観察会議においては、相談部門とのすり合わせ以前の、一時保護所における複数/多職種の職員によるアセスメントの客観化が更に望まれます。
- 観察会議は「一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行う」場とされていることから、心理職や看護師等他の職種からの視点も含め、刻々と変化する子どもの状況をより細やかに把握し、日々の

個別ケアの方針や具体を共有する必要があります。入所後 3 週間の時点を待たずに、途中段階での観察会議の開催もできるよう検討が望まれます。

- 毎日の「申し送り会議」に用いられる「動向表」にも詳細に行動観察の記録がなされており、その一部は行動記録にも転載されていますが、業務省力化の観点から動向表の利点は活かしつつ、転記を減らす検討も必要と思われます。
- 施設措置や里親委託をする際の見立てにあたっては、一時保護所の生活の自由度が高いため、施設など一定の制限がなされた枠組みの中での対応力を推しはかる難しさが想定されます。しかし、だからと言ってそのために自由度を制約するのではなく、そのようなアセスメントの必要性を一時保護所職員が理解し、子どもの生活場面や行動の背景から子どもの可能性を想像する作業を、日常的に意識しながら観察することが必要と考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.54	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.55	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	B
No.56	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A
No.57	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	B
No.58	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	S

第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価すべき点】 ○ 一時保護開始にあたっては、夜間であっても夜勤職員が対応することができており、その後、速やかに児童福祉司につなぐ体制ができています。 ○ 私物の持ち込みは原則として禁止されていますが、本人にとって精神安定に欠かせないものについては配慮され、適切に対応されています。 ○ 一時保護所からの退所に際しては、事前にその時期が分かるものに関しては相談部門と一時保護所とで退所予定日を共有した上で、子どもにとって急にならないように、できるだけ日程を含めた予定を事前に子どもとも話をすることがなされています。事態の変更があったり、他の子どもとの関係で不公平感を生むという課題はあるようですが、本来は子どもが準備できるよう可能な範囲で早めに情報を共有するという姿勢は望ましいことです。その上で生じる問題点に関して、当該児童やまわりの子どもにしっかりと話をすることで乗り越えていく必要があるものと考えます。 【課題・提案等】 ○ 子どもへの支援の連続性を確保するために、一時保護所のアセスメントが、家庭復帰後の地域や入所措置後の児童養護施設等で活かされるような新たな取組みを期待します。例えば児童福祉司に情報提供を依頼するだけではなく、一時保護所職員が自ら出向いて要保護児童対策地域協議等に出席し、説明・協議することなどが考えられます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.59	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A
No.60	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.61	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A